

宇治市監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 27 日

宇治市監査委員

小	山	茂	樹
森		真	二
堀		明	人

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

平成28年度総務部及び会計室の財務に関する事務の執行について

## 第3 監査の実施期間

平成28年10月4日から同年11月21日まで

## 第4 監査の概要

この監査は、総務部市民税課、資産税課、納税課及び会計室における事務事業のうち、主として平成28年4月1日から同年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- (個人・法人)市民税課税状況(市民税課)
- 所得証明等手数料収入状況(市民税課)
- 閲覧・評価証明等手数料収入状況(資産税課)
- 固定資産税(土地・家屋)減免状況(資産税課)
- 督促手数料及び延滞金収入状況(納税課)
- 歳入歳出外現金収入支出状況(会計室)
- 委託料支出状況(資産税課)
- 市税過年度還付金支出状況(納税課)
- 貸付金支出状況(会計室)
- 用品調達基金運用状況(会計室)
- 備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一

人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

## 記

### 1 市民税課

- (1) (個人・法人)市民税課税状況について  
特になし。
- (2) 所得証明等手数料収入状況について  
特になし。
- (3) 備品管理状況について  
特になし。

### 2 資産税課

- (1) 閲覧・評価証明等手数料収入状況について  
特になし。
- (2) 固定資産税(土地・家屋)減免状況について  
平成25年度の前回定期監査において、固定資産税に係る課税日前の減免申請が見受けられたと指摘した点については、改善が図られていた。
- (3) 委託料支出状況について  
特になし。
- (4) 備品管理状況について  
特になし。

### 3 納税課

- (1) 督促手数料及び延滞金収入状況について  
平成25年度の前回定期監査において、市税の収入手続の一部に不備が見受けられたと指摘した点については、改善が図られていた。
- (2) 市税過年度還付金支出状況について  
市税過年度還付金は、資金前渡を受けた職員から納税者に支払われているところ、当該資金の精算に遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執

行に努められたい。

- (3) 備品管理状況について  
特になし。

#### 4 会計室

- (1) 歳入歳出外現金収入支出状況について  
特になし。
- (2) 用品調達基金運用状況について  
特になし。
- (3) 貸付金支出状況について  
特になし。
- (4) 備品管理状況について  
特になし。